

各登録水質検査機関の長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長  
( 公 印 省 略 )

デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水質検査における対応について

令和3年11月、デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的としてデジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣。以下「調査会」という。）が設置された。

令和4年6月、調査会は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）を策定し、7項目のアナログ規制（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）等に関する法令約1万条項について、点検・見直しを行うこととし、同年12月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表が策定された。

一括見直しプランでは、令和4年7月から令和6年6月までの2年間を集中改革期間と位置付けており、工程表中の各法令条項においても、当該2年間の取組を前提とした類型化された工程表が示されており、必要な見直しを進めていくこととされているところ。

これを受けて、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号厚生労働省健康局水道課長通知）及び「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」（平成19年3月30日付け健水発第0330006号厚生労働省健康局水道課長通知）を下記のとおり見直すこととした。

記

- 1 「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号水道課長通知）について別紙1新旧対照表のとおり改正したこと。

なお、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌検査については、引き続き「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき実施すること。

- 2 「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」（平成19年3月30日付け健水発第0330006号厚生労働省健康局水道課長通知）について

別紙2新旧対照表のとおり改正したこと。

なお、原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌検査については、引き続き「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき実施すること。